平成２３年（フ）第２６７号
長崎県長崎市本尾町17番８号　西田アパート203号、旧住所長崎県諫早市堂崎町５番地１
債務者　本城　梨恵
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
長崎県長崎市本尾町17番８号　西田アパート203号、旧住所長崎県諫早市堂崎町５番地１
債務者　本城　一樹
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
長崎県長崎市西山台１丁目１番29―202号
債務者　酒井マサ子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
長崎県長崎市西山台１丁目１番29―202号
債務者　酒井　康博
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
長崎県長崎市柳谷町18番22号　竹下ハイツ102号
債務者　川口　厚子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
長崎県長崎市鶴見台１丁目23番15号　シティーハイム鶴見台Ⅱ201号
債務者　川浪　定則
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
長崎県長崎市滑石３丁目25番23号　川口アパート３号
債務者　紙上　朱美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
長崎県長崎市琴海村松町708番地８
債務者　吉野ヒサ子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
長崎県長崎市江平１丁目10番８号　メゾンロム201
債務者　浦田　利樹
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２７号
長崎県長崎市小江原１丁目23番６号
債務者　吉井　和代
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４５号
札幌市東区東雁来４条１丁目１番33号　三和ビル201号
債務者　道音　俊一
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４６号
札幌市東区東雁来４条１丁目１番33号　三和ビル201号
債務者　道音　正枝
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０６号
札幌市北区麻生町７丁目１番１―107号
債務者　西川　弓子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５３号
札幌市白石区菊水上町３条３丁目52番地452
債務者　吉岡　昇司
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５６４号
札幌市東区東苗穂９条２丁目17番26号　コーポレックス202号
債務者　高橋　昌子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５９３号
札幌市北区北22条西２丁目２番３―302号
債務者　高橋　優介
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６８４号
札幌市北区拓北２条１丁目４番５号
債務者　後小路美佳（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部